
定 款

基本規程第10010号

株式会社 ヒップ

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条	商 号	1
第 2 条	目 的	1
第 3 条	本店の所在地	1
第 4 条	公告方法	1

第 2 章 株 式

第 5 条	発行可能株式総数	1
第 6 条	単元株式数	1
第 7 条	単元未満株式についての権利制限	1
第 8 条	自己株式の取得	2
第 9 条	株主名簿管理人	2
第 10 条	株式取扱規則	2
第 11 条	基 準 日	2

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条	招 集	2
第 13 条	招集権者および議長	2
第 14 条	電子提供措置等	2
第 15 条	議決権の代理行使	2
第 16 条	決議の方法	3
第 17 条	議 事 録	3

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条	取締役会の設置	3
--------	---------	---

第 19 条	取締役の員数	3
第 20 条	取締役の選任	3
第 21 条	取締役の解任	3
第 22 条	取締役の任期	3
第 23 条	代表取締役および役付取締役	3
第 24 条	取締役会の招集権者および議長	3
第 25 条	取締役会の招集通知	4
第 26 条	取締役会の決議の方法	4
第 27 条	取締役会の決議の省略	4
第 28 条	取締役会の議事録	4
第 29 条	取締役会規則	4
第 30 条	取締役の報酬等	4
第 31 条	取締役の責任免除	4

第 5 章 監査役および監査役会

第 32 条	監査役および監査役会の設置	4
第 33 条	監査役の員数	4
第 34 条	監査役の選任	4
第 35 条	監査役の解任	5
第 36 条	監査役の任期	5
第 37 条	常勤監査役	5
第 38 条	監査役会の招集通知	5
第 39 条	監査役会の決議の方法	5
第 40 条	監査役会の議事録	5
第 41 条	監査役会規則	5
第 42 条	監査役の報酬等	5
第 43 条	監査役の責任免除	5

第 6 章 会 計 監 査 人

第 44 条	会計監査人の設置	6
第 45 条	会計監査人の選任	6
第 46 条	会計監査人の任期	6
第 47 条	会計監査人の報酬等	6
第 48 条	会計監査人の責任免除	6

第 7 章 計 算

第 49 条	事業年度	6
第 50 条	期末配当金	6
第 51 条	中間配当金	6
第 52 条	期末配当金等の除斥期間	6
	附 則	7

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ヒップと称し、
英文では、H I P C O R P O R A T I O Nと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 機械類の設計
2. モーター等の電気機器類、計算機等の電子機器類の設計
3. 電子計算機に関するソフトウェアの開発及び販売
4. 電子計算機及びその周辺機器の管理並びに販売
5. 前各号に関する調査、研究、技術開発教育及びコンサルタント業務
6. 各種企業に対する投資及び有価証券の保有並びに運用
7. 労働者派遣業法に基づく労働者派遣事業
8. 有料職業紹介事業
9. 人材育成、能力開発のための教育研修事業
10. 人材育成、能力開発に関するセミナーの企画及び運営、講師の派遣
11. 不動産の賃貸及び管理
12. 前各号に関連又は附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市西区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、13,500,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって解任する。

2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令が規定する限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定できる契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって解任する。

2. 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 38 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令が規定する限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第44条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第48条 当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第49条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第50条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第52条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

- 1、この定款は、平成 7年 9月 25日から実施する。
- 2、この定款は、平成16年 3月 8日から改定する。
- 3、この定款は、平成16年 3月 15日から改定する。
- 4、この定款は、平成17年 6月 29日から改定する。
- 5、この定款は、平成18年 6月 29日から改定する。
- 6、この定款は、平成18年 8月 10日から改定する。
- 7、この定款は、平成18年 9月 1日から改定する。
- 8、この定款は、平成18年 9月 26日から改定する。
- 9、この定款は、平成20年 4月 1日から改定する。
- 10、この定款は、平成20年 6月 27日から改定する。
- 11、この定款は、平成21年 6月 26日から改定する。
- 12、この定款は、平成22年 6月 29日から改定する。
- 13、この定款は、平成25年 4月 1日から改定する。
- 14、この定款は、平成25年 6月 27日から改定する。
- 15、この定款は、平成27年 6月 25日から改定する。
- 16、この定款は、平成30年 6月 28日から改定する。
- 17、この定款は、令和 4年 6月 29日から改定する。
- 18、この定款は、令和 5年 6月 29日から改定する。
- 19、この定款は、令和 6年 6月 27日から改定する。